

令和3年10月29日
大臣官房運輸安全監理官
自動車局安全政策課
旅客課
観光庁参事官(旅行振興)

安全・安心な貸切バスの運行に向けた取組みを推進します

～貸切バスを用いた旅行需要の回復に備え、官民が連携して対策を実施～

新型コロナウイルス感染状況の改善に伴う貸切バスを用いた旅行需要の回復に備え、貸切バス事業者のみならず、国、バス業界及び旅行業界全体として、改めて安全・安心の確保に向けた意識の向上と、更なる取組みの実施が必要となっているところです。このため、官民が連携した安全確保対策を取りまとめ、順次実施してまいります。

1. 背景・目的

新型コロナウイルス感染状況の改善に伴う貸切バスを用いた旅行需要の回復に備え、改めて国、バス業界及び旅行業界が連携して、貸切バスの更なる輸送の安全確保を図るため、適切な安全投資を確保するための取組みやバス事業者への安全対策徹底の指導等の4つの対策について取組むことにより、安全・安心な貸切バスの運行を実現します。

2. 安全・安心な貸切バスの運行に向けた取組みのポイント（詳細は別紙参照）

(1) 適切な安全投資を確保するための取組み

国による監査等を通じて、バス事業者の適切な安全投資を確保する（運賃下限割れを防ぐ）

- ・ 下限割れなどについて国の監査による徹底取締り
- ・ 本年秋～冬にかけて国の集中監査を実施 等

(2) バス事業者への安全対策徹底の指導

国及び適正化機関がバス事業者に安全対策の徹底を図る

- ・ 全国での貸切バス事業者に対する安全講習会や貸切バスに対する街頭指導
- ・ 全国の貸切バス事業者の安全統括管理者に対する要請 等

(3) 輸送の安全をチェックする取組み

事業者自らが輸送の安全を確認する

- ・ 「安全運行パートナーシップ宣言」、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の認知・遵守状況について、バス事業者・旅行業者による自己点検の実施と再周知
- ・ バス協会と旅行業協会間で定期的な意見交換会の開催 等

(4) 関係者への再徹底

バス事業者、旅行業者、バス利用者等の関係者に必要な情報を再周知する

- ・ 旅行業者への運賃・料金制度の周知
- ・ 更新許可、休止事業者の再開、休車再開時のパンフレット等を活用した周知・啓発 等

(お問い合わせ先) 代表:03-5253-8111

【安全統括管理者に対する要請、運輸安全マネジメント評価について】

大臣官房運輸安全監理官付 新倉、松尾 (内線 22052、22059) 直通:03-5253-8797、FAX:03-5253-1531

【バス事業者に関する監査、安全講習会、街頭指導について】

自動車局安全政策課 衣本、蛭原 (内線 41602、41625)、直通:03-5253-8565、FAX:03-5253-1638

【貸切バス事業、運賃料金制度について】

自動車局旅客課 (貸切班) 山本、進 (内線 41224、41252)、直通:03-5253-8568、FAX:03-5253-1636

【適正化機関による巡回指導、下限割れ運賃通報窓口について】

自動車局旅客課 (適正化室) 齊藤、佐藤 (内線 41273)、直通:03-5253-8563、FAX:03-5253-1636

【旅行業、旅行業者関係について】

観光庁参事官 (旅行振興) 付 青木、重松 (内線 27322、27337) 直通:03-5253-8329 FAX:03-5253-1585

安全・安心な貸切バスの運行に向けた取組みについて

○新型コロナウイルス感染状況の改善に伴う貸切バスを用いた旅行需要の回復に備え、貸切バス事業者のみならず、国、バス業界及び旅行業界全体として、改めて安全・安心の確保に向けた意識の向上と、更なる取組みの実施が必要となっている。

○このため、バス事業者・バス協会、旅行事業者・旅行業協会へのヒアリング等を通じ、官民が連携して取り組む4つの安全確保対策を取りまとめたところ、順次実施することにより、安全・安心な貸切バスの運行を実現する。

安全・安心な貸切バスの運行に向けて官民が連携して取り組む安全確保対策(令和3年10月)

<p>1. 適切な安全投資を確保するための取組み</p> <p><u>国による監査等を通じて、バス事業者の適切な安全投資を確保する(運賃下限割れを防ぐ)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下限割れなどについて国の監査による徹底取締り ● 本年秋～冬にかけて国の集中監査を実施 ● 適正化機関の巡回指導による的確な改善指導等の実施 ● 下限割れ運賃通報窓口の再周知 ● 貸切バスツアー適正取引推進委員会通報窓口のホームページリニューアルと再周知 ● 旅行者に対する監査の実施 	<p>3. 輸送の安全をチェックする取組み</p> <p><u>事業者自らが輸送の安全を確認する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「安全運行パートナーシップ宣言」、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の認知・遵守状況について、バス事業者・旅行者による自己点検の実施と再周知 ● 旅行業協会・バス協会間で定期的な意見交換会の開催 ● 「安全運行パートナーシップ宣言」、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の認知・遵守状況について、国が休止事業者・休車の再開時を捉えてバス協未加入事業者に自己点検を呼びかけ ● 運輸安全マネジメント評価において、バス事業者に対して法令遵守の注意喚起、安全投資の必要性に係る理解度を確認
<p>2. バス事業者への安全対策徹底の指導</p> <p><u>国及び適正化機関がバス事業者に安全対策の徹底を図る</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全国での貸切バス事業者に対する安全講習会 ● 全国での貸切バスに対する街頭指導 ● 適正化機関の巡回指導による的確な改善指導 ● 全国の貸切バス事業者の安全統括管理者に対する要請 	<p>4. 関係者への再徹底</p> <p><u>バス事業者、旅行者、バス利用者等の関係者に必要な情報を再周知する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旅行者への運賃・料金制度の周知 ● 更新許可、休止事業者の再開、休車再開時のパンフレット等を活用した周知・啓発 ● 貸切バス事業者安全性評価認定制度のバス事業者はもとよりバス利用者への周知と事業者の申請促進 ● 教育委員会等の発注者への運賃・料金制度の周知